

○津山市勝北文化センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津山市勝北文化センター条例（平成19年津山市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により津山市勝北文化センター（以下「文化センター」という。）の利用許可を受けようとする者は、津山市勝北文化センター利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書の受付は、利用日の属する月の6箇月前の月の初日（その日が休館日のときは、その日後において最も近い開館日とする。）からとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用許可)

第3条 市長は、文化センターの利用を許可したときは、津山市勝北文化センター利用許可書を申請者に交付するものとする。

(利用許可の順位)

第4条 利用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第5条 条例第11条の規定による利用料金の免除又は減額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）（以下この号において「学校等」という。））が単独又は共同で主催する芸術文化活動（市内の学校等が市外の学校等と共同で主催する場合を含む。）に文化センターを利用する場合 免除
- (2) 市内に住所を有する義務教育の終了前の子ども、その指導者その他当該子どもの健全育成を図る活動を支援する者等で構成する団体（以下この号において「団体」という。）が単独又は他の団体と共同で主催する芸術文化活動（市内の団体が市外の団体と共同で主催する場合を含む。）に大ホール又は小ホールを利用する場合 5割減額（冷暖房料を除く。）

2 前項の利用料金の免除又は減額を受けようとする者は、津山市勝北文化センター利用料金減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（利用時間の解釈及び延長）

第6条 利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 文化センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用を開始した後においては利用時間を延長することができない。ただし、市長が特に認めた場合で、延長する利用時間に係る利用料金が納付されたときは、この限りでない。

（利用許可の取消し）

第7条 利用者は、文化センターの利用許可の取消しの承認を受けようとするときは、津山市勝北文化センター利用許可取消申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第8条 条例第12条ただし書の規定により、既納の利用料金を還付することができる特別の事由及びその額は、次に定めるところによる。

(1) 災害又は利用者の責めに帰さない事由により、文化センターを利用することができなくなった場合 全額

(2) 利用者が利用開始日の30日前までに、利用許可の取消しの承認を受けた場合 5割に相当する額

2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、津山市勝北文化センター利用料金還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第9条 文化センターの利用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。

(2) 許可なくして物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為（非営利行為を含む。）をしないこと。

(3) 許可なくして壁、柱、扉等に貼紙をし、又は立看板等を取り付けないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5) 前各号のほか職員の指示する事項

2 利用者は、前項に規定することのほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 利用する施設の定員を超えて入場させないこと。

(2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。

(3) 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

（毀損等の届出）

第10条 文化センターの施設、設備又は器具を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第11条 条例第3条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下この条におい

て「指定管理者」という。)に文化センターの管理を行わせる場合における第2条から第8条まで及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、様式第1号から様式第4号までの様式中「津山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

津山市勝北文化センター利用許可申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所  
主 催 者  
代表者氏名  
電 話 番 号

津山市勝北文化センターの利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行事等の 名 称							
利用の目的							
利用日時	年	月	日( 曜日)	時	分から	分	
	年	月	日( 曜日)	時	分まで	分	時間
	日間						
施設の利用	利用施設	利用時間			冷暖房施設利用の有無		
	大ホール	時	分	～	時	分	有 ・ 無
	小ホール	時	分	～	時	分	有 ・ 無
	第1楽屋	時	分	～	時	分	有 ・ 無
	第2楽屋	時	分	～	時	分	有 ・ 無
	リハーサル室	時	分	～	時	分	有 ・ 無
	ギャラリー	時	分	～	時	分	有 ・ 無
	野外ステージ	時	分	～	時	分	—
おまつり広場	時	分	～	時	分	—	
利用する 設備・器具							
持込器具				利用 責任者	氏 名 電話番号		
特別の設備	有・無	物品販売	有・無				
入場予定 人 員	約 人	入場料等	無料 ・ 有料(1枚 円)				
許可条件	(この欄は記入しないこと。)						

※ 利用料金明細(この欄は、記入しないこと。)

区 分	基本料 A	器 具 B	冷暖房 C	加算額 D	利用料金納付額 A+B+C+D	領収日及び 領 収 番 号
利用料金	円	円	円	円	円	年 月 日 第 号
追 加 利用料金	円	円	円	円	円	年 月 日 第 号
			許可	年 月 日 第 号		

様式第2号（第5条関係）

津山市勝北文化センター利用料金減免申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

津山市勝北文化センターの利用料金の減免について、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
行 事 等 の 名 称			
利 用 許 可 日 時	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分 から 年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分 まで		
利 用 施 設	大ホール・小ホール・第1楽屋・第2楽屋・リハーサル室・ ギャラリー・野外ステージ・おまつり広場		
利 用 設 備 器 具			
減 免 申 請 額	円		
申 請 の 理 由			

様式第3号（第7条関係）

津山市勝北文化センター利用許可取消申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

津山市勝北文化センターの利用許可の取消しについて、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日( 曜日) 時 分から 年 月 日( 曜日) 時 分まで		
利 用 施 設	大ホール・小ホール・第1楽屋・第2楽屋・リハーサル室・ ギャラリー・野外ステージ・おまつり広場		
取消しの理由			

注：利用許可書を添付してください。

様式第4号（第8条関係）

津山市勝北文化センター利用料金還付申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

津山市勝北文化センターの利用料金について、次のとおり還付を申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
行 事 等 の 名 称			
利 用 許 可 日 時	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分 から 年 月 日 ( 曜 日 ) 時 分 まで		
利 用 許 可 施 設	大ホール・小ホール・第1楽屋・第2楽屋・ リハーサル室・ギャラリー・野外ステージ・おまつり広場		
利 用 取 消 施 設	大ホール・小ホール・第1楽屋・第2楽屋・リハーサル室・ ギャラリー・野外ステージ・おまつり広場		
既 納 の 利 用 料 金	円	還 付 申 請 額	円
申 請 の 理 由			

注：既納の利用料金に係る領収書を添付してください。